

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高校修学支援室）

項 目 名	高等学校等就学支援金制度の拡充に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	令和 7 年 2 月 25 日、自民党、公明党、日本維新の会の三党の合意において、高等学校等就学支援金について、令和 8 年度から、所得要件を撤廃し、私立加算額を 45.7 万円に引き上げること等が記載された。詳細な制度設計については、引き続き三党の枠組みにおいて議論を行い、令和 8 年度予算編成過程において成案を得て、実現することとされているが、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金（以下「高等学校等就学支援金」という。）の支給対象人数や支給金額が増加することが見込まれている。 本要望は、高等学校等就学支援金について、上記の制度拡充がなされた場合も、引き続き、公租公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を講じることを要望するもの。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
	(1) 政策目的 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし、高等学校等就学支援金の拡充を図る。 (2) 施策の必要性 現行、高等学校等就学支援金については、公租公課の禁止及び差押禁止措置を規定しているところ（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 12 条及び 13 条）。 今後、制度拡充がなされた場合、新たに対象となる生徒等、及び加算される就学支援金について、これらの措置が適用されないとすると、支給対象者が実質的に支給の満額を得られないこととなり、（１）の目的を十分に達することができないこととなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（抄） （目的） - 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 ・政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり（文部科学省政策評価基本計画） ・政策目標2-6 教育機会の確保のための支援づくり（文部科学省政策評価基本計画）
		政策の達成目標	高等学校等への進学率の増加 ※中学校卒業者に占める高等学校等への進学率。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	高等学校等への進学率 平成21年度：97.9%→令和4年度：99.2%
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高等学校等就学支援金の非課税、差押え禁止が明確化されることで、就学支援金の支給額が減額されないこととなり、高等学校等の生徒の授業料に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	就学支援金を支給することは、生徒における授業料に係る経済的負担の軽減に資するものである。公課を課し、支給額を減額した場合や、差押がなされた場合には、授業料の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		高等学校等就学支援金制度創設時の平成 22 年度税制要望において、就学支援金の公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。 また、就学支援金の加算等を行った平成 26 年度及び令和 2 年度の税制改正要望において、改正後も引き続き公課及び差押えの禁止について要望しており、認められている。